

訓令甲第31号

警視庁都市交通管理室運営規程を次のように定める。

平成20年10月27日

警視總監 米村敏朗

警視庁都市交通管理室運営規程

(目的)

第1条 この規程は、警視庁都市交通管理室(以下「都市交通管理室」という。)の適正な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠)

第2条 都市交通管理室の運営については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(任務)

第3条 都市交通管理室は、都市交通対策の効果的かつ円滑な推進を図ることを任務とする。

(室長の責務)

第4条 都市交通管理室長(以下「室長」という。)は、交通規制課長の命を受け、都市交通管理室の事務を掌理し、都市交通管理室の勤務員(以下「室員」という。)を指揮監督するとともに、その適正な運営に努めなければならない。

(緊密な連携の保持)

第5条 都市交通管理室は、関係所属と緊密な連携を保持し、任務の遂行に当たるものとする。

(業務計画の策定)

第6条 室長は、毎年3月末日までに、翌年度の都市交通対策に関する業務計画を策定し、交通規制課長に報告するものとする。

(報告)

第7条 室長は、前条に基づく業務計画の実施状況等について随時確認を行い、その結果を交通規制課長に報告するものとする。この場合、重要特異なものについては、交通部長に速報しなければならない。

(勤務制)

第8条 室長及び室員の勤務は、毎日制勤務とする。

(内規)

第9条 交通規制課長は、都市交通管理室の運営に関する必要な事項について、内規を定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成20年10月31日から施行する。